

# ジェネリック医薬品の普及による 薬剤費削減効果額の算出方法について

1

## 薬剤費削減効果額の算出方法の検証

### 【目的】

- 平成19年度から本県で開始したジェネリック医薬品使用促進事業について、その効果額の算出方法について検討する。
- 薬剤費削減効果額を一定程度正確な推計値を算出するため、福岡県国民健康保険団体連合会と後期高齢者医療保険広域連合の医科及び調剤レセプト分析を実施し、数量及び金額のデータに基づいて薬剤費削減効果額の算出方法の検証を行う。

### 【検証に必要なデータ】

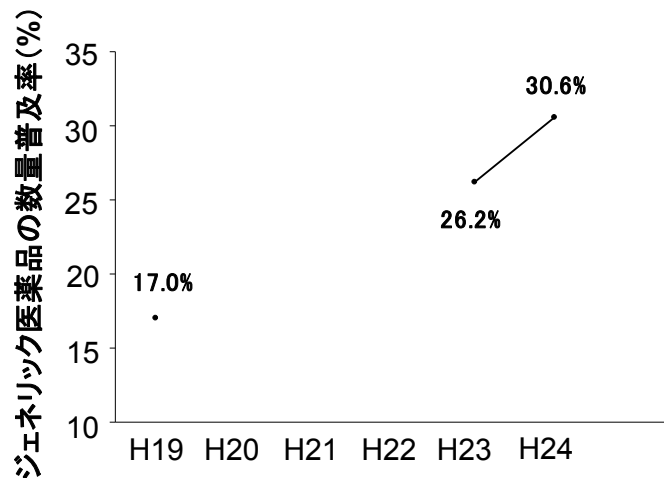
1. 数量普及率
  - ・先発医薬品(先発医薬品のみ)
  - ・先発医薬品(ジェネリック医薬品有り)
  - ・ジェネリック医薬品
2. 薬剤費
  - ・先発医薬品(先発医薬品のみ)
  - ・先発医薬品(ジェネリック医薬品有り)
  - ・ジェネリック医薬品

2

## 福岡県の医科・調剤レセプト分析(国保・後期)における数量普及率

### 【実測結果】

福岡県の医科・調剤レセプト分析(国保+後期)での数量普及率について、17.0%(平成19年度)、26.2%(平成23年度)、30.6%(平成24年度)の実測値が得られたが、平成20～22年度の実測値は無い。



### 【平成20～22年度の推計方法】

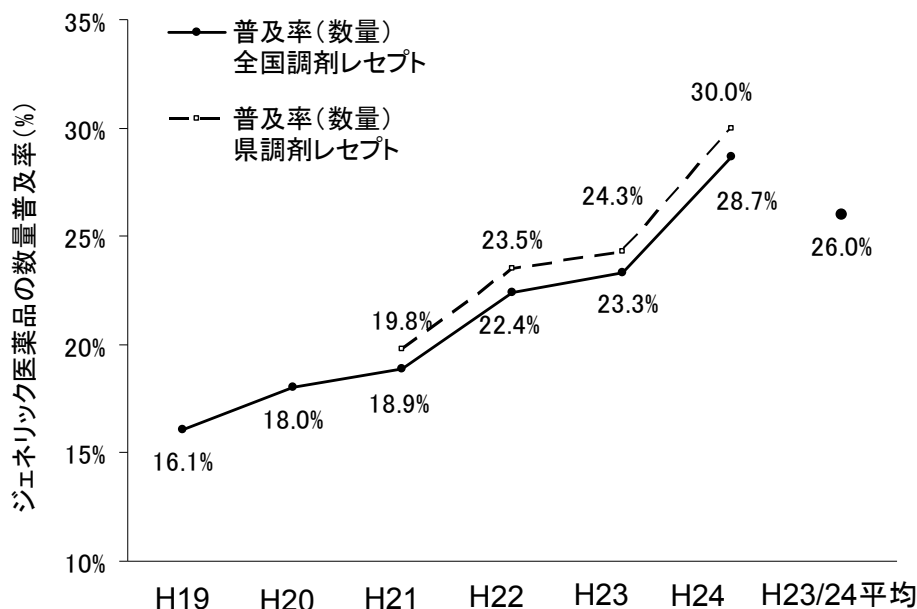
平成19～24年度の厚生労働省の調剤レセプトの推移に基づき、福岡県レセプト分析の数量普及率を試算する。

3

## 厚生労働省の調剤レセプト分析における全国及び福岡県分の数量普及率

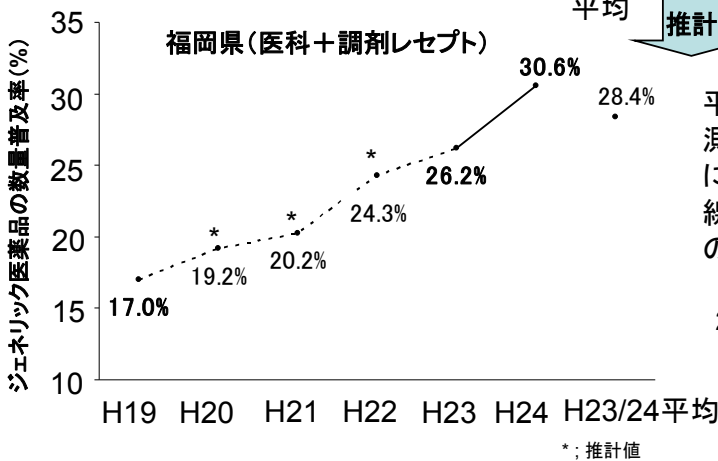
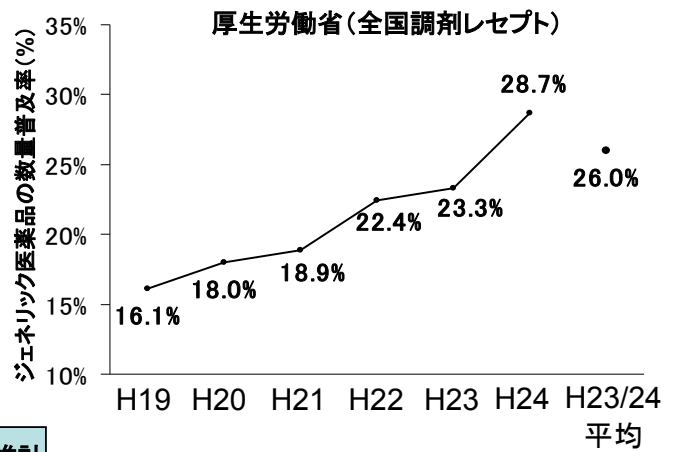
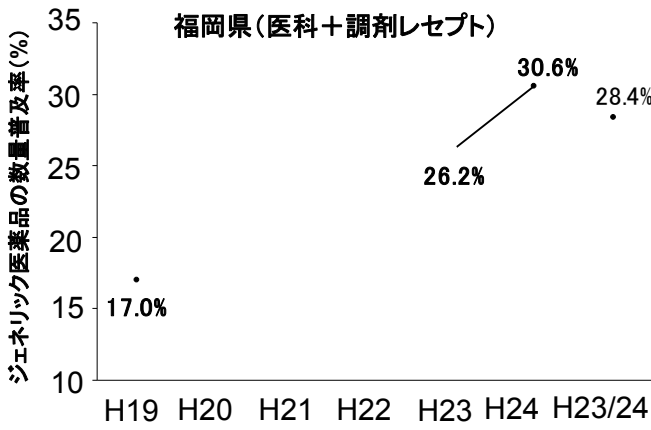
### 【実測結果】

厚生労働省の調剤レセプト分析における全国と福岡県分のジェネリック医薬品の数量普及率について、平成19～20年度分の県調剤レセプトの実測値は無いが、平成21～24年度では全国調剤レセプトと同様の傾向が認められた。



4

# 福岡県(医科・調剤レセプト)における数量普及率の推計



平成20～22年度の数量普及率については、実測値である平成23～24年度の平均値28.4%を基に、厚生労働省の全国調剤レセプトデータ(実線)の推移から推計する。例えば、平成22年度の数量普及率は、下記の式で算出する。

$$24.3\% = 17.0\% + (28.4 - 17.0\%) \times \frac{(22.4 - 16.1\%)}{(26.0 - 16.1\%)}$$

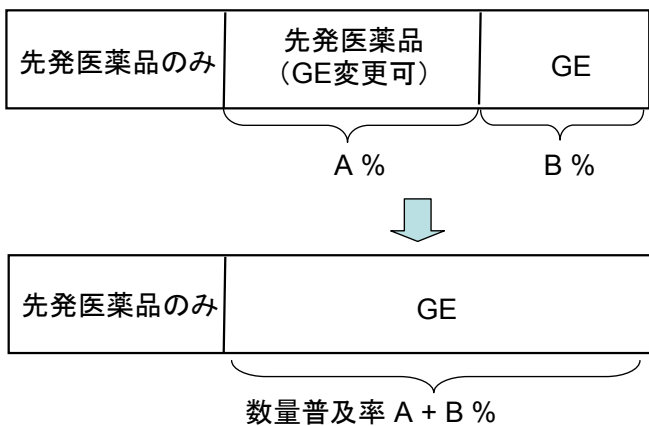
福岡県(医科+調剤レセプト) 厚生労働省(調剤レセプト)

## 薬剤費削減効果額の算出方法(1)

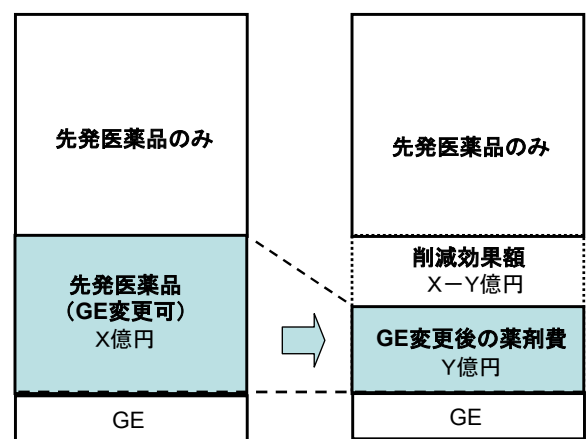
### 1. 変更前後の数量普及率及び薬剤費の効果額(国保及び後期)

- 平成23、24年度の福岡県の医科・調剤レセプト分析結果を用い、「先発医薬品(GE変更可)」を「GE」に変更した場合の数量普及率及び薬剤費を推計。

#### ○数量ベース



#### ○金額ベース



	先発医薬品 (ジェネリック 変更可)	ジェネリック		
		最高値	平均値	最安値
薬A	¥100	¥70	¥50	¥30
薬B	¥200	¥140	¥120	¥70
...	....	....	....	....
合計	X億円	Y1億円	Y2億円	Y3億円

(例)GE変更後の薬剤費(Y億円)の計算方法  
先発医薬品(GE変更可)の全てを、後発医薬品の薬価(最高値、平均値、最安値)に変更した場合の薬剤費(Y1、Y2、Y3)を各々計算する。

## 薬剤費削減効果額の算出方法(2)

### 2. 数量普及率1%当たりの削減効果額の算出

- 先発医薬品(GE振替可)の数量普及率(A%)は薬剤費削減効果額(X-Y)億円に相当。
- 県薬剤費全体に占める国保及び後期の薬剤費の割合( $\alpha < 1$ )での補正。

$$\text{数量普及率1\%当たりの削減効果額} = \frac{(X-Y)\text{億円}}{A\%} \times \frac{1}{\alpha}$$

### 3. 各年度の数量普及率1%当たりの削減効果額の推計方法

- 平成20～22年度の数量普及率1%当たりの削減効果額を、平成23、24年度の数量普及率1%当たりの削減効果額と各年度の県薬剤費を用いて推計。

### 4. 各年度の削減効果額の推計方法

- 各年度の数量普及率1%当たりの削減効果額の結果、各年度の数量普及率を用いて下記の式で推計。

$$\text{平成A年度の削減効果額} = \text{平成A年度の数量普及率1\%当たりの削減効果額} \times (\text{平成A年度の数量普及率} - \text{平成19年度の数量普及率})$$

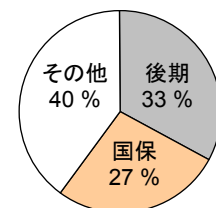
### 5. 平成20～24年度までの薬剤費削減効果額の推計方法

- 各年度の薬剤費削減効果額の推計結果を足し合わせ、平成20～24年度までの5年間の総薬剤費削減効果額を試算。

7

## 薬剤費削減効果額の算出方法(3)

県薬剤費における各保険者の占める割合



### 【不確定要素】

- DPC部分の薬剤費削減効果額が含まれないこと。
- 技術料による影響額が含まれていないこと。
- 国保及び後期以外の保険者における薬剤費を推計したこと。
  - 県薬剤費全体に占める国保及び後期の薬剤費の割合( $\alpha$ )を計算するには、国保及び後期の総薬剤費に加え、それ以外の保険者の薬剤費のデータも必要である。
  - 国保及び後期以外の保険者の総医療費は既知であるので、年齢層の類似している国保における総医療費に占める薬剤費の割合を用い、国保及び後期以外の保険者における薬剤費を推計した。
- 平成20～22年度における福岡県の数量普及率を推計したこと。
  - 福岡県の数量普及率が厚生労働省の全国調剤レセプトデータと同様の推移を示すものと仮定。
  - 平成23、24年度の平均値と平成19年度との差分を用い、未知数である平成20～22年度の数量普及率を推計した。
- 実際のGEへの変更による削減額ではなく、先発医薬品(GE変更可)からGEに変更された場合の数量普及率及び薬価差(最高値、平均値、最安値)に基づき推計したこと。

### (参考)

当該推計方法での福岡県における平成20～24年度の薬剤費削減効果額は、

- 後発医薬品(薬価最高値)に変更した場合は約334億円、
- 後発医薬品(薬価平均値)に変更した場合は約410億円、
- 後発医薬品(薬価最安値)に変更した場合は約485億円であった。

8